

投資型減税

リフォームローンまたは自己資金でリフォームをおこなった場合に適用できる制度が投資型減税。

対象となる工事は「耐震」「バリアフリー」「省エネ」「同居対応」になりますが、耐震とバリアフリーを両方を行う場合は制度の併用ができます。

【耐震リフォーム・省エネリフォーム】

25万円

(省エネで太陽光発電装置を設置する場合は35万円)

【バリアフリーリフォーム】

20万円

所得税はどのくらい控除されるの？

たとえば、トイレ、浴室の間取を変更し、かつ、手すりの設置等のバリアフリー工事(150万円)をした場合

バリアフリーリフォームの投資型減税を利用すると

①、②のいずれか少ない額の10%が控除額となります。

①告示に定めたバリアフリー改修の標準の工事費用 150万円

②控除対象限度額 200万円

所得税控除 $150万円 \times 10\% = 15万円$

実際の控除額は？

所得税額控除のバリアフリーリフォーム投資型減税では、最高20万円まで控除されますが、所得税を20万円まで納めていない場合は、必ずしも20万円控除される訳ではありません。

所得税は、控除される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除ともあるため、所得税の納税額は人によって異なります。ご自身の納税額については、源泉徴収等でご確認ください。